

令和6年度 第10回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和7年1月22日（水） 午後1時30分から午後3時25分まで

2 場 所

Web会議形式

3 出席者

委 員：菊地委員長、齋藤副委員長、
井上委員、大瀧委員、近藤委員、八田委員、酒井委員、水田委員、
岡山委員、永村委員、本間委員

（11名）

事務局：環境生活部 庄山次長、市原環境対策監
環境政策課 二川課長、三田副課長、大島班長、鮫島副主幹、
丸山主査、小谷野副主査

傍聴人：5名

4 議 題

- （1）（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- （2）（仮称）銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
- （3）その他

5 結果概要

- （1）（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （2）（仮称）銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- （3）その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1－1 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1－2 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者側の見解
- 資料 1－3 市町長意見の提出状況 ((仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 1－4 答申案審議に向けた論点整理 ((仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料 2－1 (仮称)銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2－2 (仮称)銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2－3 市長意見の提出状況 ((仮称)銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書)
- 資料 2－4 答申案審議に向けた論点整理 ((仮称)銚子ウィンドファームリプレイス事業に係る環境影響評価方法書)

別紙 審議等の詳細

議題（１）（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料１－１、１－２、１－３及び１－４について説明。

（委員）

土壌の含有量試験について、この事業者の問題ではないが、塩酸で溶出させており、固体の分析をやっている訳ではないので、溶出量と含有量の対応がうまくいかないのは、試験方法に問題があるのではないか。

（事務局）

論点整理の中には加えていないが、御意見として、参考にさせていただきたい。

（委員）

立地としては、山武市に近い所に立地するので、山武市長からも意見があったのだろうと思われる。意見については、論点にすべて反映されているので問題はないが、１つだけ確認したい。廃棄物運搬車両や工事用車両が山武市を経由することがあるか。

（事務局）

工事用車両は、山武市を通ることを予定されているが、廃棄物運搬車両は、山武市を通らずに走行すると聞いている。

（委員）

工事用車両に関して、山武市への配慮が必要と感じたため確認した。

(事務局)

準備書 2－5 4 ページで、廃棄物運搬車両の走行ルートが記載されている。また、準備書 2－5 4 ページで、工事用車両の走行ルートが記載されており、少し山武市を出入りする形となっている。

(委員)

幹線道路であるため、やむを得ないものと思われる。

議題（２）（仮称）銚子ウィンドファームリブレース事業に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１、２－２、２－３及び２－４について説明。

（委員）

当事業はリブレースであるため、既設風車を撤去するところから始まると思われるが、資料２－４の３（７）廃棄物等について、「工事の実施」には撤去工事が含まれるのか。含まれていないのであれば、既設風車の撤去に伴う建設廃材はできる限りリサイクルする目標、計画を立ててもらいたいことを意見に加えていただきたい。

（事務局）

事業計画の詳細がまだ決まっておらず、既設風車の撤去が当事業に含まれるか、まだ確定していない。次の準備書の段階では決まっていると思われる。撤去が含まれるのであれば、準備書において撤去に関連する廃棄物の予測も行っていくことになると思われる。

（委員）

撤去工事を、当事業に入れ込むことを強く要望したい。

（事務局）

含めるかどうかについては、事業者がどのように事業を考えるかによるため、知事意見で、入れ込むよう意見を言うことは難しいと考える。

（委員）

リブレースは一体事業のため、本来であれば撤去も入れるべきと考える。命令ではないが、含めるように促していただきたい。

（事務局）

委員の御意見は事業者に伝える。

(委員)

今の質問に関連して、全般的事項（１）ウでは「電線路等付帯設備の撤去等工事が事業区域外に及ぶ場合は」とあるが、撤去工事をアセスに含めるか否かの話で言うと、これはどういう扱いになるのか。

(事務局)

方法書では、新設工事に合わせて撤去工事も実施する可能性があるとしてされており、事業者としては撤去を当事業で実施する場合、アセスに含める考えである。現時点では撤去が含まれるか含まれないか決まっておらず、工事範囲も明確ではないため、全般的事項（１）ウでは、事業区域に入っていない電線路の撤去工事などの区域も事業区域に加えるよう、論点として整理している。

(委員)

撤去工事が事業区域外に及ぶ場合はと記載すると、事業区域内であれば考慮しなくても良いと読めてしまう。

(事務局)

方法書では、撤去工事も設置工事と合わせて実施していく考えになっているが、事業者の考えによっては、新しく設置する前に、先行して撤去する場合や、新しく設置して稼働した後に、既設風車を撤去する場合なども考えられる。その辺りがまだ決定していないため、全般的事項（１）ウのような記載になっている。

(委員)

一連の工事にならないと、アセスの対象にならないということか。例えば撤去のみ先行して実施する場合、一連の工事にならないため、撤去そのものはアセス対象にならないということか。

(事務局)

委員の御見解の通りである。

(委員)

環境影響評価は、空間が問題なのであって、時間ではないため、時期がずれていたとしても、環境影響に配慮すべきと考える。

(事務局)

当事業に撤去工事が含まれないとしても、事業者はどこに出しても恥ずかしくない事業計画を今後検討すると思われる。アセスの対象にならなかったとしても、しっかりと環境影響に配慮して、工事を進めてもらえるものだと考えている。

(委員)

その辺りの懸念で、先ほど委員から、文言として入れた方が良いと意見があったと思う。

(委員)

リプレース事業というタイトルであるため、普通に考えれば、既設の撤去工事も当事業に含まれる。そのため、私はアセスに含まれるものと考えているが、事務局から説明いただいた内容についても理解はできた。強く言えないとはいえ、既設の風車を全部撤去した場合は相当の廃棄物が出るため、事業者には配慮いただきたい旨を伝えて欲しい。

(事務局)

委員の御意見は事業者に伝える。事業者も十分配慮して工事を検討されていると思う。

(委員)

環境影響評価法第2条に「事業」の定義が書かれており、逐条解説には、事業の一連性の判断について「工事の実施場所や時期によるものではなく、事業の目的が同一であり、かつ、構想及び決定の時期が同一か否か等により、総合的に判断されるものである」とされている。そのため、総合的な判断として、当事業は撤去から始まるという考え方は1つあると思う。一方、事業の一連の流れとして、設置、運用、撤去、原状回復までが1つの事業だという考え方もある。例えば、事業の終わりが老朽化による撤去とする場合などがある。今回の場合のように、事業者が撤去から申請してきているということであれば、撤去から事業として考えるということはアセス上あり得ると考える。

(事務局)

方法書では、起こり得る影響を最大限考慮することで、撤去工事もアセスの対象にしている。ただし、まだ確定ではないため、撤去が対象事業から外れる可能性はまだ一部残されている。

(委員)

撤去工事が含まれる可能性があるという意味で、強い表現ではなくても、先ほど委員が言った文言が入っても、私は違和感がないように思える。

(事務局)

承知した。本日の御意見を踏まえて修文し、次回の答申案審議の際に御提示させていただく。

(委員)

一般鳥類という表現が気になる。方法書に書かれた表現かと思うが、方法書では一般鳥類と希少猛禽類と渡り鳥と3つのカテゴリーがあって、希少猛禽類、渡り鳥以外のものを一般鳥類と呼んでいるのだと思う。以前にも指摘したが、利根川の対岸にコウノトリが生息しており、将来的にこちら側に来て繁殖する可能性があることも考えると、コウノトリを一般鳥類として区分されていることが気になった。事業者の方も、コウノトリが生息していて重要な種であることは認識されていると思うので、文言まで変える必要はないが十分コウノトリに配慮して調査を実施していただきたいと思う。

(事務局)

方法書にもコウノトリが重要な種として記載されており、事業者も希少な鳥類であることは認識している。委員の御意向は伝わっていると思うし、事務局からも一般鳥類にコウノトリが含まれることは伝えたい。

(委員)

言葉の語感から、一般鳥類は普通の鳥のように聞こえる。事業者が定義して使用しているとしても、図書は一般に向けたものであるため、その表現は直した方が良いのではと思

った。この言葉から、専門家や一般市民が誤解しないような表現にすべきと考える。

(事務局)

委員と相談のうえ、次回の答申案審議の際に、御提示させていただく。